




山形県の監査

監査のあらまし・平成30年度の監査結果

令和2年2月

 山形県監査委員事務局

山形県の監査

目 次

監査制度の概要

1 監査委員とは	P 1
2 監査委員の役割	P 1
3 監査の種類	P 2
4 監査の流れ	P 3

平成 30 年度の監査結果

1 定期監査	P 4
2 行政監査	P 6
3 財政的援助団体等監査	P 7
4 決算審査等	P 8
5 住民監査請求による監査	P 11

監査委員事務局	P 12
---------	-------	------

1 監査委員とは

県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックするために、地方自治法に基づき設置される、知事から独立した執行機関です。

本県の監査委員の定数は4名で、議員の中から選任される「議選委員」と、行政運営に関し優れた識見を有する「識見委員」で構成されています。

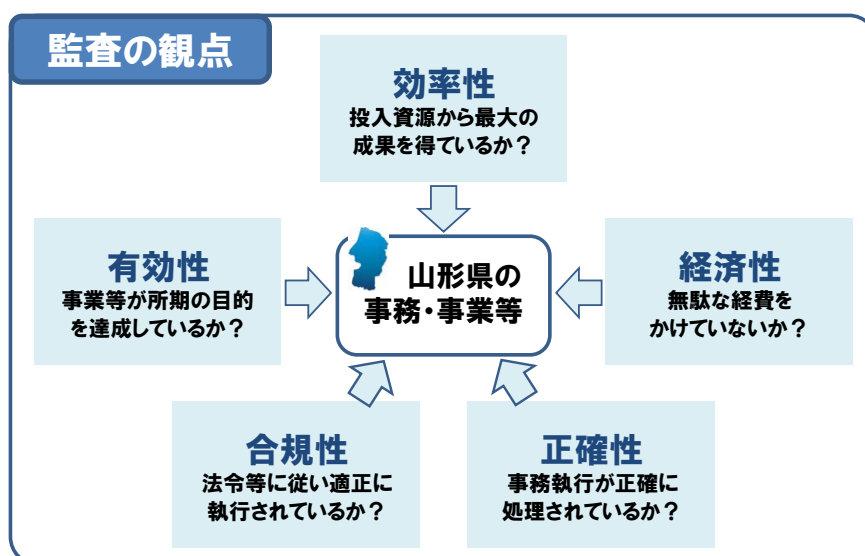
■ 山形県監査委員（令和2年1月31日現在）

氏名	区分	就任年月日
小野 幸作 (おの こうさく)	議選委員 (非常勤)	令和元年5月28日
木村 忠三 (きむら ちゅうぞう)	議選委員 (非常勤)	令和元年5月28日
武田 一夫 (たけだ かずお)	識見委員 (常勤・代表監査委員)	平成29年4月1日
海老名 信乃 (えびな しの)	識見委員 (非常勤)	令和元年7月14日

2 監査委員の役割

監査委員は、県の仕事（財務や事務・事業等）について、法令等に従い適正に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点からチェックを行い、問題点を指摘し改善を求めることで、公正で効率的な県政の確保を図っています。

また、監査の結果については、県公報やホームページなどで県民の皆さんにお知らせするとともに、議会や知事等に提出しています。



3 監査の種類

監査委員は、法令に基づき、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類 (根拠法令)	概要・実施要件等
定期監査 (自治法 199 条①、④)	県の全機関における財務事務や公営企業に係る事業管理を対象とした監査。毎会計年度に一回実施。
行政監査 (自治法 199 条②)	県の事務の執行について、監査委員が特定のテーマを選定して行う監査。監査委員が必要と認めるときに実施。
財政的援助団体等監査 (自治法 199 条⑦)	県が出資や補助金を交付している団体等を対象に行う監査。監査委員が必要と認めるとき等に実施。
決算審査 (自治法 233 条②、公企法 30 条②)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算についての審査。
基金運用状況審査 (自治法 241 条⑤)	定額の資金を運用するために設置されている県の基金の運用状況についての審査。
健全化判断比率等審査 (健全化法 3 条①、同法 22 条①)	県の財政状況を表す指標である「健全化判断比率」、「資金不足比率」の審査。
例月出納検査 (自治法 235 条の 2①)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納や保管が適正に行われているかについて、毎月行う検査。
住民監査請求による監査 (自治法 242 条④、⑤)	県の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等があるとして、県民から請求されたものについて行う監査。

自治法 = 地方自治法 公企法 = 地方公営企業法 健全化法 = 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

参考：外部監査制度

地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、知事が契約を結んだ外部の専門的知識を有する第三者（公認会計士、弁護士など）が行う外部監査があり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成 11 年度から実施されています。

■包括外部監査：

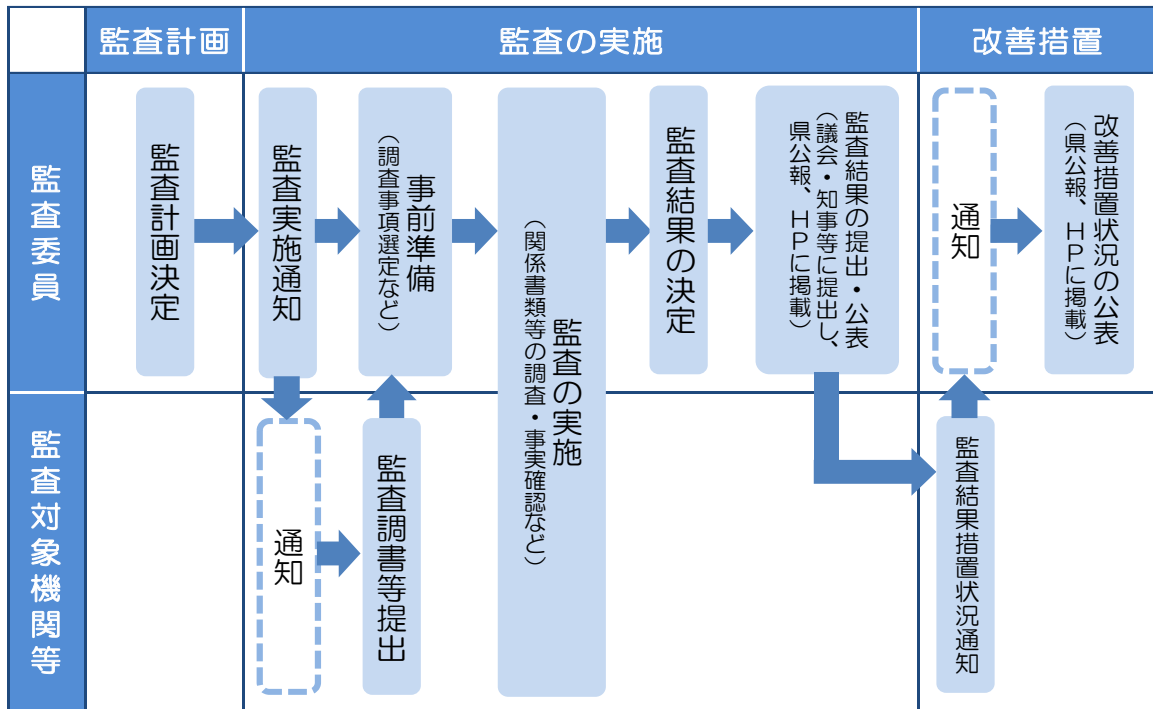
県の事務・事業のうちから、外部監査人が必要と認めるテーマを選んで監査を行うもので、毎会計年度に一回以上行っています。

■個別外部監査：

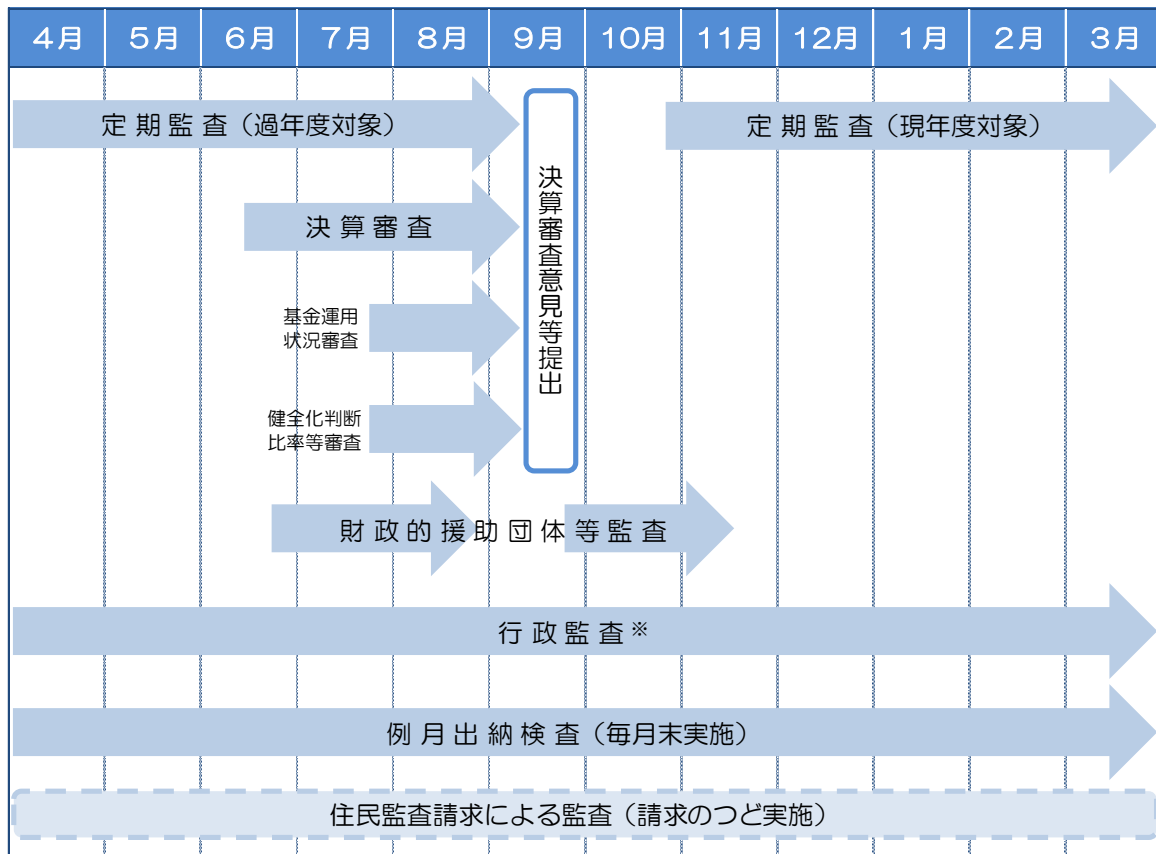
①直接請求による監査、②議会の請求による監査、③知事の要求による監査、④知事の要求による財政的援助団体等の監査、⑤住民監査請求による監査について、外部監査人の監査によることを求められた場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。

4 監査の流れ

■ 監査事務の流れ



■ 監査等の実施期間



※ 行政監査は選定するテーマによって実施期間が異なります。

1 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正で効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的で能率的かどうかを主眼として、本庁のほか、総合支庁、県立病院、県立学校、警察署などの出先機関全てを対象に、毎会計年度に一回、監査を行っています。

■ 定期監査 実施機関数（平成 30 年度会計対象）

会計	実施機関数		
	本庁	出先機関	計
普通会計	78	139	217
企業会計	1	5	6
病院事業会計	1	4	5
計	80	148	228

監査の結果

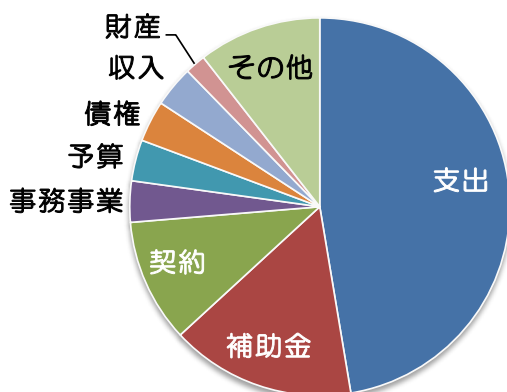
平成 30 年 11 月から令和元年 9 月にかけて定期監査を実施し、あわせて 22 件の指摘*、35 件の注意*を行いました。

■ 指摘・注意事項の件数

（単位：件）

事項	指摘	注意	計
支出事務が適切でないもの	2	25	27
補助金等の交付事務が適切でないもの	6	3	9
契約事務が適切でないもの	1	5	6
事務事業の執行管理体制が適切でないもの	2		2
予算の計画的・効率的な執行等がなされていないもの	2		2
債権管理事務が適切でないもの	2		2
収入事務が適切でないもの		2	2
財産の管理が適切でないもの	1		1
その他（前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの）	6		6
計	22	35	57

（普通会計と公営企業会計の合計）



※指摘事項：法令等に違反し重大なもの、著しく妥当性を欠くもの、効率性、経済性等の観点から、明らかに改善を要するものなど

※注意事項：指摘には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があるもの、その他注意することが適当なもの

主な指摘・注意事項

監査の主な指摘・注意事項の概要は次のとおりです。

○支出事務が適切でないもの（27件）

- ・請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査、履行確認をした日から2か月を超えてしていなかったもの
- ・請求書を受領しているにもかかわらず、法令や契約で定める支払期限までに支払をしていなかったもの
- ・諸手当の支給を誤った額が高額（5万円以上）であったもの など

○補助金等の交付事務が適切でないもの（9件）

- ・補助事業の実績報告を受けてから補助金の額を確定するまでに2か月を超えるなど、補助金等の交付事務が遅延したもの
- ・実績報告書の添付書類に不備があったにもかかわらず、適正と判断し、補助金の額を確定したもの など

○契約事務が適切でないもの（6件）

- ・落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消を行うなど入札事務が適切でないもの
- ・工事完了時に現場での完成検査を行わなかったもの など

○事務事業の執行管理体制が適切でないもの（2件）

- ・過年度の監査において指摘等がなされた事項の改善が不十分で複数年にわたり不適切な事務処理が続いているもの
- ・権限が委任されていない指定物品の購入を公所長が執行したもの

○予算の計画的・効率的な執行等がなされていないもの（2件）

- ・郵便切手の在庫管理が適切でなく、その年度末残高が合理的理由もなく年間使用額の50%を超えているもの

○債権管理事務が適切でないもの（2件）

- ・契約に係る収入が未済となっていたにもかかわらず、正当な理由もなく督促を行わなかったもの など

○収入事務が適切でないもの（2件）

- ・収入の調定手続が調定すべき日から1か月を超えて遅延したもの

○財産の管理が適切でないもの（1件）

- ・物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続きが不適切なもの

2 行政監査

行政監査は、県の事務の執行の中から特定のテーマを選定して行う監査です。

平成 30 年度会計対象の監査では「財務事務に関する管理体制」をテーマとして、定期監査の実施にあわせて全機関を対象に、①職員の資質向上、②確実なチェック体制、③所属長等による適正な事務管理の 3 項目について調書を求め、所属長及び担当者からの聴取りなどにより、対象機関の状況を確認するとともに、対象機関における自己点検の取組状況（文書、公金、備品等の管理）を確認しました。

監査の結果

多くの所属において、財務事務に関する管理体制の適正化に向けた取組が行われていますが、十分な効果が得られていない実態も見られました。

このため、監査委員は「平成 30 年度山形県歳入歳出決算審査意見書」において、より実効性のある対策の検討と実施を求めました。そのポイントは次のとおりです。

平成 30 年度山形県歳入歳出決算審査意見書(抜粋) 11 頁 (2)財務事務の適正執行について

以下の点に留意し、実効性のある対策の検討と実施が必要です。

(ア) 職員の事務処理能力の向上

- ・担当者は、漫然と前例踏襲することなく、必要な知識等を習得し、正確な事務処理を行うこと。
- ・職場では、効果的な OJT に取り組むこと、会計局や各部局では、実践的研修や事務指導を継続して行うことが重要です。

(イ) 進行管理とチェック機能の強化

- ・遅延を防ぐための進行管理や、誤りを発生させないためのチェック機能の強化に取り組むべきです。
- ・査閲者が確実な点検をした上で、進行管理等の取組が形骸化していないか見直したり、職員に徹底することが必要です。
- ・決裁過程にある文書等は、常に処理状況や所在を確認できるよう、見える化して共有する必要があります。
- ・出先機関に対しては、本庁所管部局できめ細かに指導・助言する必要があります。

事務処理
の遅れ

ルールを逸脱した処理、計算間違い、文字や数字の入力ミスなど

(ウ) 所属長等による適切なマネジメント

- ・所属長等は、財務事務の執行の責任者として、重要な役割があります。
- ・常に事務のリスクがあることを認識した上で、進行管理やチェック体制の運用を行うとともに、業務量の平準化などを行う必要があります。

3 財政的援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上を出資している団体や県が補助金等の財政的援助を与えている団体等の中から毎年度30団体程度を選定し、出納その他の事務の執行が、財政的援助等の趣旨に沿って行われているか、また、法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどの観点から監査を行っています。

■ 財政的援助団体等監査の状況（平成30年度会計対象）

実施機関類別・実施機関数				
出資団体	補助等団体	指定管理者※1	債務保証団体※2	合計（実数）※3
18	14	7	2	27

※1 指定管理者：県が設置した公の施設を管理運営している団体。

※2 債務保証団体：県が借入金の元本又は利子の支払を保証している団体。

※3 団体数合計：同一団体で複数の類別に該当する場合がありますので、合計の延べ数と実団体数は異なる。

監査の結果

令和元年7月から8月まで、また同年11月に、27団体に対して監査を実施し、あわせて1件の指摘、4件の注意を行いました。

主な指摘・注意事項

監査の主な指摘・注意事項の概要は次のとおりです。

○収入事務が適切でないもの（指摘）

- ・募金を受け入れているにもかかわらず、財務規程で定める現金出納帳を作成していないもの（出資団体）

○支出事務が適切でないもの（注意）

- ・補助対象である施設移転改築工事に係る支出について、請求書を受領しているにもかかわらず、建設工事請負契約約款に規定されている支払期限内に支払を行わなかったもの（補助等団体）

○総会、理事会の運営等が適切でないもの（注意）

- ・決算額が当初の予算額を超過しているにもかかわらず、補正予算の作成及び理事会の承認手続きを行っていないもの（出資団体）

○事業報告書の内容に誤りがあるもの（注意）

- ・事業報告書に記載した収入決算額について、計上していない収入があり、過少に報告していたもの（指定管理者）

4 決算審査等

監査委員は、知事からの依頼に基づき、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算や基金の運用状況等について審査を行い、意見書を提出しています。

(1) 決算審査

○ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

審査の目的 決算の計数が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産の管理状況について審査しました。

審査の対象 平成 30 年度山形県一般会計及び 11 の特別会計

審査の結果 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数は、正確であると認められました。

また、予算執行、会計経理事務処理並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められました。

その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

持続可能な財政基盤の確立に向けた取組について

本県の財政状況は、歳入決算額に占める依存財源の割合や歳出決算額に占める義務的経費の割合等が高く、厳しい状況にある。

このため、歳入・歳出の両面にわたり、行財政改革に取り組むことで、持続可能な財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い行財政運営を実現する必要がある。

歳入においては、県税収入の確保、未収金対策の推進などにより、自主財源の拡充に努める必要がある。

歳出においては、事務事業の見直し・改善、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による歳出の見直し、行政経費の節減・効率化に一層努める必要がある。



○ 公営企業各会計決算審査

審査の目的 決算の計数が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共の福祉増進の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

審査の対象 企業局所管 4 会計（電気事業会計、工業用水道事業会計、公営企業資産運用事業会計及び水道用水供給事業会計）及び病院事業会計

審査の結果 各事業会計において、決算関係書類は、地方公営企業法その他の関係法令に準拠し、企業会計の原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。
また、事業は、その目的に沿って運営されていると認められました。
財務事務については、一部に是正、改善を要するものが見られたものの、総体として適正に行われていると認められました。
その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

企業局所管 4 会計

公営企業の経営を取り巻く情勢として、人口減少に伴う需要の減少や、施設の老朽化による更新費用の増大などが想定される場所であり、今後より効率的な経営が求められる。また、近年発生している豪雨災害や地震などにより、ライフラインとしての電気や水道などの重要性が改めて認識されている。

こうしたことから、平成 30 年度からの「山形県企業局経営戦略」に基づき、中長期的な視野に立って計画的な運営に取り組みながら、将来にわたり安定的に事業を継続し、本県産業経済の発展と県民福祉の増進に寄与することを期待する。

病院事業会計

県立病院は、県全域又は地域における基幹的・中核的役割を担い、県民に高度医療や、専門医療、救急医療など、質の高い安全・安心な医療サービスを提供している。

今後とも、こうしたサービスを継続して提供し続けるために、各病院の役割と機能の明確化を図り、持続的・安定的な経営基盤の強化に努めるとともに、「財務基盤の強化」、「河北病院の経営改善」、「医師や専門的な人材の確保・育成」及び「財務事務の適正化」などの取組を進め、県民に信頼される県立病院として、引き続き県民医療を守り支えることを期待する。

(2) 基金運用状況審査

審査の目的 定額の資金を運用するために設置されている基金について、運用状況を示す書類が正しく作成されているか、基金の設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているか審査しました。

審査の対象 平成 30 年度山形県土地開発基金

審査の結果 計数が正確であり、基金の設置目的に沿って適正に運用されているものと認められました。

(3) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

審査の目的 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について、算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が正しく行われているか審査しました。

審査の対象 平成 30 年度健全化判断比率、平成 30 年度資金不足比率（公営企業各会計（5 会計）と土地取得事業、流域下水道事業、港湾整備事業の 3 特別会計を合わせた 8 会計）

審査の結果 各比率は次のとおりで、算定に誤りのないものと認められました。

■ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—（黒字）	—（黒字）	12.1%	236.8%
早期健全化基準※	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%

■ 資金不足比率

	資金不足比率	
	病院事業会計	病院事業会計以外
算定結果	14.6%	—（資金不足なし）
経営健全化基準※	20.0%	

※ 早期健全化基準・経営健全化基準：
地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。
算定結果の値がこれらの基準を上回る場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められる。

(4) 例月出納検査

検査の目的 毎月一回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管状況が適正かについて検査しました。

検査の対象 会計局所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金並びに企業局・病院事業局所管の公営企業各会計

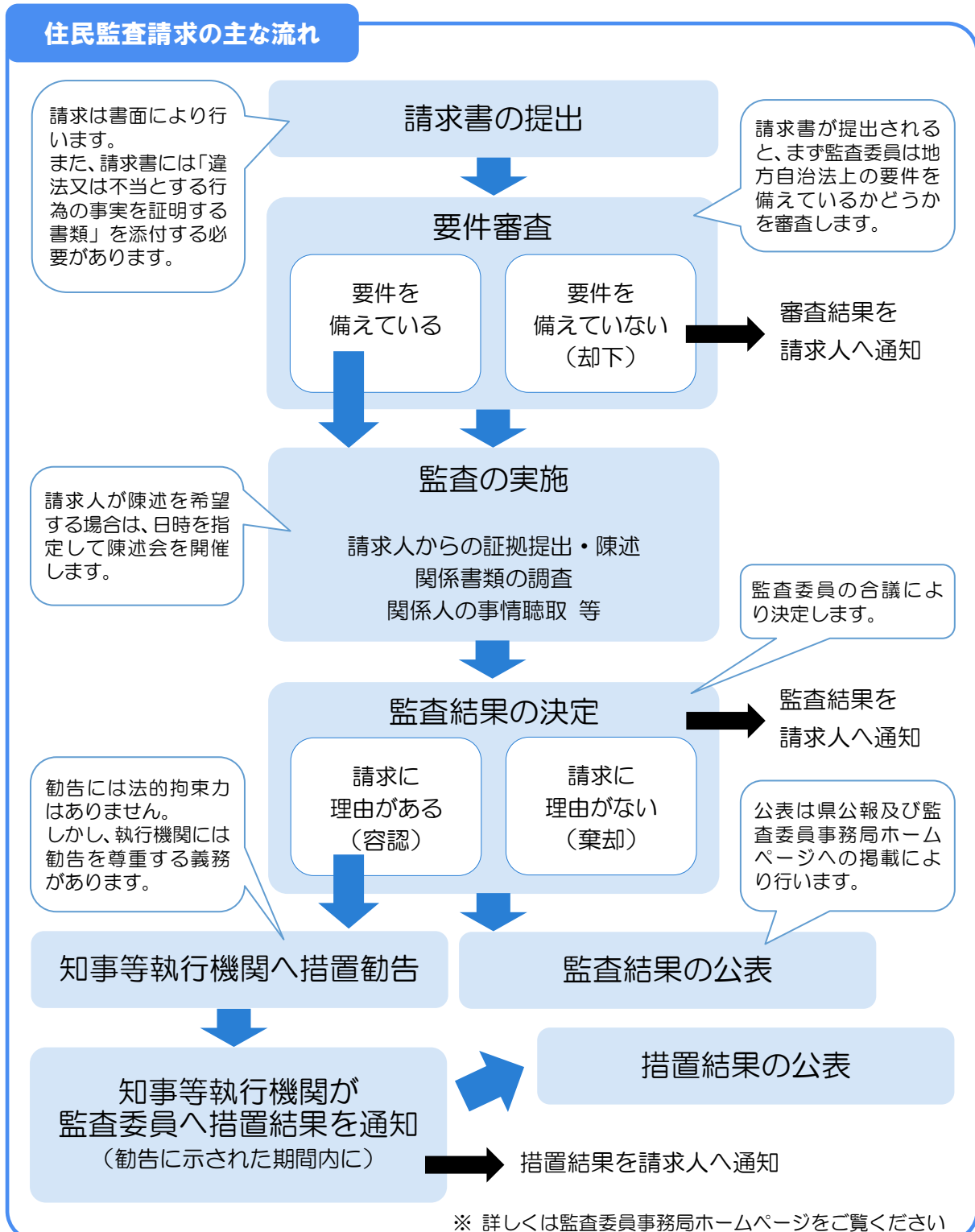
検査の結果 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も適正に行われていると認められました。

5 住民監査請求による監査

住民監査請求は、県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

平成 30 年度は、監査委員に対する住民監査請求はありませんでした。

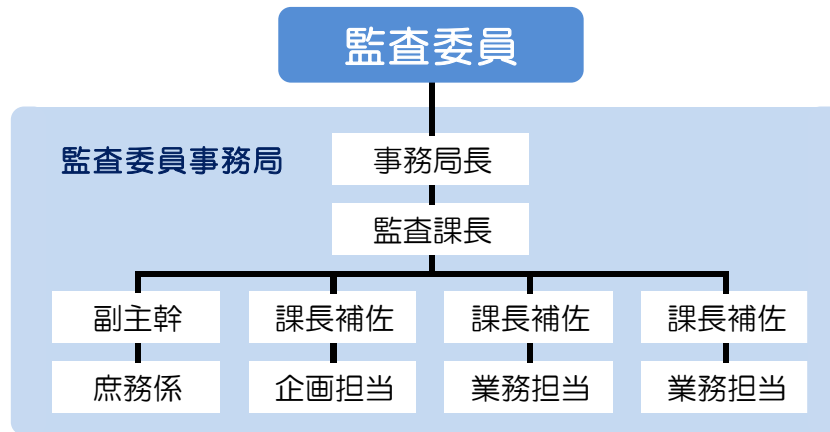
住民監査請求の主な流れ



監査委員事務局

監査委員の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。事務局長以下16名が、監査委員の指揮監督のもと、事前の調査や検査を行っています。

■ 監査委員事務局組織図（平成31年4月1日現在）



監査委員事務局ホームページ

監査委員事務局のホームページでは、各種監査の結果やそれに対する改善措置の状況、決算審査意見書などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

山形県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/>
 （トップページ > 組織で探す > 監査委員事務局）

山形県 監査 検索

実施時期	監査結果	議決権
平成30年11月～12月	平成31年1月21日公告 (PDF形式:194KB)	平成31年3月11日公告 (PDF形式:463KB)
平成31年1月	平成31年3月11日公告 (PDF形式:413KB)	平成31年5月29日公告 (PDF形式:545KB)
平成31年3月11日公告	平成31年5月29日公告 (PDF形式:545KB)	

山形県の監査

監査のあらまし・平成 30 年度の監査結果

令和 2 年 2 月発行

発行 山形県監査委員事務局（山形県庁 16 階）
〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1
電話 023-630-3186

山形県ホームページ
<https://www.pref.yamagata.jp/>
（トップページ＞組織で探す＞監査委員事務局）

